

令和 7 年 5 月 1 3 日
北海道運輸局自動車交通部

函館地区における運賃改定の要請について

令和 7 年 5 月 7 日、函館地区のタクシー事業者より運賃改定の要請がなされましたのでお知らせいたします。

運賃改定の要請（申請）は、令和 7 年 5 月 7 日から令和 7 年 8 月 6 日までの 3 ヶ月間受付し、地区における車両数の 5 割に達した時点で運賃改定の手続きを開始いたします。

地区概要

函館地区	地区事業者数	地区車両数
函館交通圏 （函館市（ただし、平成 1 6 年 1 2 月 1 日に編入された旧南茅部町の区域を除く。）、北斗市、七飯町） 松前圏 （知内町、木古内町、松前町、福島町） 檜山圏 （江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、八雲町（ただし、平成 1 7 年 1 0 月 1 日に新設された八雲町における旧熊石町の区域に限る。）、せたな町、今金町） 森圏 （函館市（ただし、平成 1 6 年 1 2 月 1 日に編入された旧南茅部町の区域に限る。）、鹿部町、森町） 八雲圏 （八雲町（ただし、平成 1 7 年 1 0 月 1 日に新設された八雲町における旧八雲町の区域に限る。）、長万部町） 奥尻島（奥尻町）	3 1 者	7 3 3 両

【問い合わせ先】
北海道運輸局 自動車交通部
旅客第二課 平澤、三宅
Tel 011-290-2742